

令和元年7月17日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和元年第7回）議事録

1. 開催日時 令和元年7月17日（水曜日）午後2時
2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」
3. 出席委員（21名）

2番 熊谷正博	14番 小野真一
3番 遠藤幸男	15番 小松幸夫
4番 眞坂平通	16番 大場弥吉
5番 富樫公一	17番 佐藤喜勝
6番 石井勲	18番 岡部五一郎
7番 庄司和夫	19番 古関幸子
8番 佐藤崇	20番 佐々木純一
9番 畑山留美子	23番 佐藤和子
10番 佐々木亨	24番 佐藤系悦
11番 佐藤俊和	
12番 大瀧浪雄	
13番 佐藤秀孝	
4. 欠席した委員（3名）

1番 小松忠彦
21番 齋藤誠
22番 佐々木知榮
5. 議事日程第1号 令和元年7月17日 午後2時
  - 第1. 議事録署名委員指名
  - 第2. 会議書記任命
  - 第3. 会期決定
  - 第4. 会務報告
  - 第5. 報告第2号 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の任免について
  - 第6. 議案第61号 農地法第3条の規定による地上権設定の件
  - 第7. 議案第62号 農地法第3条の規定による所有権移転の件
  - 第8. 議案第63号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件
  - 第9. 議案第64号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件
  - 第10. 議案第65号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）の作成の件
  - 第11. 議案第66号 農地法第4条第1項の規定による使用目的変更の件
  - 第12. 議案第67号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件
  - 第13. 議案第68号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件
  - 第14. 議案第69号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について
  - 第15. 議案第70号 由利本荘市農業委員会委員の辞任について
6. 本日の会議に付した事件  
議事日程第1号のとおり
7. 出席した事務局職員

事務局長	高橋孝紀、	次長	柳田保、
農地班長	遠藤仁、	主席主査	佐々木淳、

主 査	釜 台 勇 樹、	主 任	佐々木 智 慧、
主事(矢島庶務班)	村 上 崇 敬、	主任(岩城庶務班)	佐 賀 歩、
主査(由利庶務班)	加 川 長 太、	主事(大内庶務班)	池 田 卓 也、
主事(東由利庶務班)	高 橋 直 希、	主事(西目庶務班)	高 橋 菜 摘、
主任(鳥海庶務班)	櫻 井 浩 規		

8. 総会議長

佐 藤 系 悦

9. 議事録署名委員

3 番 遠 藤 幸 男

4 番 眞 坂 平 通

10. 会議の概要

○議長

これより、令和元年7月1日公示招集されました、令和元年第7回総会を開会いたします。ただいまの出席委員は、委員総数24名中21名であります。

1番・小松忠彦委員、21番・齋藤誠委員、22番・佐々木知榮委員より欠席の届出があります。

出席委員は、過半数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

また、本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますのでご報告いたします。

本日の提出案件は、報告第2号並びに議案第61号から議案第70号までの計11件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第12条の規定に基づき、議事録署名委員に、3番・遠藤幸男委員、4番・眞坂平通委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りとして、これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りとして決定いたしました。

○議長

日程第4、「会務報告」を事務局より報告いたします。

○事務局長

(案件を朗読して説明する)

○議長

日程第5、報告第2号「農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の任免について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(案件を朗読して説明する)

○議長

報告第2号の説明が終わりました。本件は報告事項でありますので、質問・意見を省略して、報告のとおり承認することに決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認め、報告のとおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第61号「農地法第3条の規定による地上権設定の件」を議題とし、農地法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局(大内)

(議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する)

本案件につきましては、後ほどご審議いただく議案第67号の関連案件です。議案第67号は申請地の一部に天然ガス輸送導管を埋設するにあたり、作業ヤード及び資機材置場を確保するための一時転用の案件であります。本案件は申請地の一部の天然ガス管の埋設部分に区分地上権を設定するものです。

議案第61号は地上権の一種である区分地上権に該当します。地上権とは、他人の土地に工作物等を所有するために、その土地を使用する権利です。一般に地上権は、土地の表面の利用をいいますが、地表ではなく、土地の地下や空間という上下の範囲を定めて、地上権を認めるとしたものが、区分地上権です。区分地上権の許可は農地法第3条第2項ただし書きに該当し、通常審査される全部効率利用要件や農作業従事要件を満たしていなくても許可できるものですが、申請地及び周辺農地等の利用上支障がないかどうかを検討することとされています。

15ページの配置図をご覧ください。送ガス管敷設経路が申請箇所です。埋設の深さは95cm程度で営農条件に支障のないものであり許可相当と判断いたします。なお、本案件については農地転用に伴う許可申請であることから、本総会で許可することに決定した場合は、議案第67号と同時許可とすることが適当と判断いたします。大内2も同様の案件であり記載のとおりです。よろしく申し上げます。

○議長

議案第61号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第61号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第61号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第62号「農地法第3条の規定による所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘・矢島・由利・大内・鳥海）

（地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は譲受人の要望又は贈与である旨述べ説明し、贈与税の税制上の取り扱いについては説明済みであることを補足する）

○議長

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第62号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第62号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第62号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第63号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘・矢島・由利・東由利）

（地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権又は使用貸借権の新規、期間は1年又は3年又は4年又は5年又は10年である旨述べ説明する）

○議長

ここで、事務局より農業経営基盤強化促進法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第63号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第63号は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第63号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第64号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（矢島・由利）

（地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、農業公社を介する案件である旨述べ説明する）

○議長

ここで、事務局より農業経営基盤強化促進法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第64号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第64号は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手多数】

挙手多数であります。

よって、議案第64号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第65号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）の作成の件」を議題とし、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（由利）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、使用貸借権の新規、期間は10年である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第65号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第65号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第65号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第66号「農地法第4条第1項の規定による使用目的変更の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

## ○事務局（由利）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

12ページをご覧ください。申請地は由利本荘市立由利小学校から東へ約650mに位置します。農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断します。

転用事業の概要ですが、申請者は現在、農業を営んでいますが、このたび故障した乾燥機を買い換える計画を立てました。これまでは乾燥した穀物の一時保管場所が遠く、作業効率が悪い状態でしたが、既存の農作業小屋に隣接する申請地を適地として選定し、農業用倉庫を増築したうえで設備を適切に配置することで作業効率の改善を図ろうとするものです。

申請地の一部について、昭和46年頃、申請者の父親が農機具小屋を建築し、さらにコンクリートを敷き通路として利用しています。これは申請者の父親が農地法を熟知しておらず、今回の増築の際に建築士の指摘を受けて判ったものです。この件については、今後は農地法の規定を遵守するよう顛末書を提出させるとともに、農地転用許可基準上は申請があれば許可が見込まれ、かつ悪質とは認められないこと、顛末書の内容から今後農地法を遵守するとされていることから、当該箇所を含めて申請したものです。

申請地は第1種農地であるため、他に目的を達成できる土地がないか申請地周辺の非農地箇所を含めて検討した結果、事業に必要な面積が確保できないことや地権者との折り合いがつかないこと等、代替地としての取得が困難であり当該農地以外に代替する土地が認められず、やむを得ず選定したものです。資金計画については全額自己資金です。これは残高証明書で確認しました。

申請地は、立地基準上は第1種農地に区分されると判断され、原則として許可できませんが、不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については第1種農地ではありますが、申請目的が農業用施設のため秋田県農業会議に意見聴取する必要がありませんので、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになります。

## ○議長

議案第66号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、庄司昭一推進委員。

## ○庄司昭一推進委員

去る7月5日午前9時より、私と庄司和夫委員、庶務班の加川主査の3人で現地調査を行いました。

13ページの配置図をご覧ください。申請地の北側と南側は道路を挟んで宅地、西側と東側は農地となっていました。被害防除計画では汚水・生活雑排水は発生しません。雨水は自然浸透となっています。また、東側の農地には7mほどの緩衝地を設ける計画となっています。

以上により、周辺農地にかかる営農条件への支障は問題ないものと確認してきました。

## ○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第66号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第66号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第66号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第66号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第12、議案第67号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（大内）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

14ページをご覧ください。申請地は由利本荘市役所大内総合支所から北へ約1kmに位置します。農地区分は農用地区域内農地です。

転用事業の概要ですが、申請地の一部に天然ガス輸送導管を埋設するにあたり、作業ヤード及び資機材置場を確保するため、一時的に転用するものです。天然ガス輸送導管の市道部への埋設も検討しましたが、他の埋設物が支障になり困難であると判断したため、申請地を適地として選定しました。なお、送ガス管理設部分については、議案第61号において5年更新の区分地上権設定の許可判断をいただいたところです。

申請地は農用地区域内農地ではありますが、ガス輸送導管の埋設に伴い一時的に作業ヤードなどに利用しようとするものであり、工事期間中の一時利用はやむを得ないものと判断します。

15ページの配置図をご覧ください。計画では送ガス管理設部分の隣に鉄板を敷き、表土と掘削土をその隣に置きます。埋設工事終了後に敷き鉄板等を撤去し、掘削土などを埋め戻したうえで整地し、使用前の状態に復元する計画です。資金計画については全額自己資金です。これは残高証明書で確認しました。

申請地は、立地基準上は農用地区域内農地に区分され、原則として許可できませんが、不許可の例外である「仮設工作物の設置その他の一時的な利用及び農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること」に該当します。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については秋田県農業会議に意見聴取する必要がありませんので、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになります。

○議長

議案第67号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、10番・佐々木亨委員。

○10番（佐々木亨委員）

去る6月5日午前8時30分より、私と成田敬一推進委員、庶務班の池田主事の3人で現地調査を行ってきました。

14ページの配置図をご覧ください。申請地の北側は宅地、東側と西側は農地を挟んで宅地、南側は農地となっていました。被害防除計画では、用地造成について掘削深度1.5m以上の箇所は支保材による土留め工事を行います。また、資材及び掘削土、砂等を土木シートで覆い、資材崩れ及び掘削土等の飛散を防止します。汚水及び生活雑排水は発生しません。雨水は自然流下により東西にある既存排水路に排水します。

以上により、周辺農地にかかる営農条件への支障は問題ないものと確認してきました。

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第67号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承り

ます。ご質問・ご意見ございませんか。

【18番手を挙げる】

○議長

18番・岡部五一郎委員。

○18番（岡部五一郎委員）

先ほど区分地上権の設定について説明がありました。地上権を登記することによって、所有権を移転する場合等に支障が生ずるものでしょうか。

○議長

事務局。

○事務局

地上権を登記すると所有権が移転した場合でも権利が残ることになります。事業者としては、所有権が移転したとしても事業を継続するため地上権を設定したものです。

○議長

18番いかがですか、他にございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第67号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第67号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手多数】

挙手多数であります。

よって、議案第67号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第13、議案第68号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

16ページをご覧ください。申請地は由利本荘市立新山小学校から西に約400mに位置します。農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められているため、第3種農地と判断します。

転用事業の概要ですが、申請者は現在、不動産業を営んでいますが、申請地周辺は保育園や学校、大型ショッピングセンターなどがあり、住宅の需要が高まっている地域であるため、分譲地として完売が見込めることから適地として選定されました。資金計画については全額自己資金です。これは預金通帳の写しで確認しました。他法令の許認可見込みですが、道路法第24条申請及び宅地開発指導要綱の事前協議申請について書面で確認済みです。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については秋田県農業会議に意見聴取する必要がありませんので、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになります。

○議長

議案第68号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、20番・佐々木純一委員。

○20番（佐々木純一委員）

去る7月11日午前9時より、私と伊藤一正推進委員、事務局の遠藤班長、佐々木主席主査の4人で現地調査を行ってきました。

17ページの配置図をご覧ください。申請地の北側、西側、東側は宅地、南側は公園となっております。被害防除計画では、用地造成については約1mの土盛りをしたうえ、L型擁壁を設置し土砂の流出を防ぎます。汚水及び生活雑排水は合併浄化槽にて処理した後、中央道路に設置される排水路に排水します。雨水は自然流下し、敷地内を經由し中央道路に設置される排水路に排水します。

以上により、周辺農地にかかる営農条件への支障は問題ないものと確認してきました。

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第68号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第68号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第68号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第68号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第14、議案第69号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、はじめに1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（岩城）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

18ページをご覧ください。申請地はあきた病院から北東に約2km、北に約1.5kmにそれぞれ位置しております。申請地は40年以上前から耕作しておらず、現在は雑木が繁茂し原野化、山林化しているため、今後も耕作する予定はないとのことです。

このため農地への復元が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われまます。

○議長

議案第69号1番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、17番・佐藤喜勝委員。

○17番（佐藤喜勝委員）

去る7月4日午後1時30分より、私と阿部長一郎推進委員、庶務班の佐賀主任の3人で現地調査を行いました。

18ページをご覧ください。現地は40年以上前から耕作されていないということで、雑木等が生え、山林化あるいは原野化している状況にありました。このため、農地への復元は困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してまいりました。

○議長

ご苦労さまでした。

次に、議案第69号2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（由利）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

19ページをご覧ください。申請地は木のおもちや美術館から南に5kmほどに位置します。申請地は40年ほど前から耕作しておらず、隣地から自然派生した杉が生え山林化しています。

このため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われま

○議長

議案第69号2番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、庄司昭一推進委員。

○庄司昭一推進委員

去る7月5日午前9時より、私と庄司和夫委員、庶務班の加川主査の3人で現地調査を行いました。

19ページをご覧ください。申請地は木のおもちや美術館から南に5kmほどに位置します。事務局から説明のあったとおり、申請地は周辺から自然派生した杉が生い茂り山林化した状況でした。

このため、農地への復元は困難であり、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してまいりました。

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第69号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第69号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第69号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

日程第15、議案第70号「由利本荘市農業委員会委員の辞任について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第70号「由利本荘市農業委員会委員の辞任について」を説明いたします。

本年6月28日付けで、1番・小松忠彦委員より辞任願いが提出されています。農業委員会等に関する法律第13条では、「委員は正当な理由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる」と定められており、委員の辞任の要件といたしましては、正当な理由があることと、市町村長及び農業委員会の同意が必要とされております。

農業委員会法の解説によれば、「委員は地方公務員ですが、その就任は公法上の権利に基づ

くものであるから、本人の意志によってその職を辞任することは認められなければなりません  
が、一度地方公務員として法律上の権限を付与され、公務遂行の義務を負荷された以上は、恣  
意的にその進退を決するべきではないことは当然です」とされています。

ご存じのとおり、小松委員は本年6月27日に行われた、秋田しんせい農業協同組合理事会  
において、代表理事組合長に就任されました。小松委員は辞任の理由について、辞任願いでは  
「一身上の都合」としてはいますが、小松委員からは「JA組合長に就任したことにより、農業  
委員としての職務を全うすることが困難になる」と説明されています。秋田県農業会議に照会  
したところ、「JA組合長に就任することにより農業委員の職務を全うすることができないこ  
とは委員辞任の正当な理由になる」と回答をいただいて、本日の総会にお諮りしたところ  
です。

本日、同意の議決をいただければ、農業委員会として辞任に同意した旨を小松委員に通知し  
ます。これを受けて、小松委員より、速やかに由利本荘市長あてに辞任願いを提出していただ  
き、市長が同意した場合は正式に辞任という運びになります。

また、辞任に伴う委員の補充につきましては、由利本荘市農業委員会の委員の選任に関する  
規則第8条第2項において、「市長は、農業委員の欠員が定数の6分の1を超えた場合は、こ  
の規則に定める手続に基づき、速やかに農業委員を補充しなければならない」とされていま  
すが、定数の6分の1を超えない場合は「補充に努めるものとする」とされています。

小松委員の辞任によって、欠員が定数の6分の1を超えることにならないことから、任命権  
者である市としては、現委員の任期中は欠員のままとし、次期委員改選において定数どおりの  
委員を選任する予定であるとうかがっています。

#### ○議長

議案第70号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ござ  
いませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第70号は、同意することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案70号は同意することに決定いたしました。

#### ○議長

この際、お諮りいたします。今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その  
他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。こ  
れに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。これをもちまして、本日  
の会議を閉会いたします。

(午後3時1分閉会)

由利本荘市農業委員会会議規則第12条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長            佐 藤 系 悦

議事録署名委員        遠 藤 幸 男

議事録署名委員        眞 坂 平 通